

原告団ニュース

第4号 (2023年12月27日発行)
発行：オンライン資格確認義務不存在
確認等請求訴訟原告団事務局
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4F
電話 03(5339)3601
FAX03(5339)3449

オン資訴訟 第四回口頭弁論

全国から原告24人が出廷

12月7日、「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」の第四回口頭弁論が東京地裁（岡田幸人裁判長）で開かれ、国から2度目の反論（準備書面）が示された。弁護団に加え、全国から集結した原告24人が原告席で審理に臨み、約75人が傍聴した。



記者・原告説明会の模様（12月7日、法曹会館）

本訴訟で原告側は、▼オンライン資格確認（以下、オン資）に係る事項を委任する健康保険法の規定は存在せず、仮に委任があると解釈しても、改正後療養担当規則はその委任の範囲（療養の給付）を逸脱してオン資を義務化しており、違法・無効であること、▼オン資の義務化は、医療活動という保険医である原告らの職業上の権利を侵害し、違憲・無効であること、を主張している。第三次訴訟まで合わせた最終的

な原告数は1415人に達している。

①について、国は、健康保険法70条1項と同様に、「〇〇〇で定めるところにより、△△△を担当しなればならない」という文言で省令や告示に△△△の方法を委任している例として、児童福祉法、生活保護法、覚醒剤取締法等を挙げ、健康保険法70条1項についても「療養の給付の範囲のみならず、療養の給付を担当するに当たって遵守することが必要な方法・手段」について説明を求め

国が裁判所からの指摘事項に対して回答

前回の口頭弁論で、岡田裁判長は国に対し、①（資格確認等の）方法を法律が省令等に委任している類例があるか、②国が証拠として提出した国会の会議録で、オン資の体制整備を義務付けることに厚生労働省側からも否定的な意見が出されたことと義務化の整合性、について説明を求め

保団連の調査結果を軽視

資格確認に関するトラブルが発生する等、オン資の義務化によって全国の医療機関で事務負担が増加しているという原告の主張に対しては、国は「オン資によって事務負担が軽減された」「オン資による将来的な医療の質の向上を期待する」といった

るものと解すべき」と主張した。

②について、国は「国会において議論されたか否かによって本訴訟の結論が左右されるものではない」とした上で、厚生省審議官の答弁はあくまで「おおむね全ての医療機関でオン資を導入するという目標」を前提とした発言であり、オン資義務化と矛盾するものではないと主張した。

医療機関数件に対するヒアリングで得た声を根拠に反論した。トランプルや事務負担増に関する



住江憲勇保団連会長



竹田智雄医師



武村義人医師

医療機関数件に対するヒアリングで得た声を根拠に反論した。トランプルや事務負担増に関する

全国保険医団体連合会（保団連）の調査結果については「あくまで保団連が実施したアンケート結果にとどまり、具体的な内容や実態が明らかになるとはいえない」と、軽視する姿勢を見せた。

岡田裁判長は、原告が反論の準備書面を提出する期限を2月16日と指定し、第五回口頭弁論は2024年2月29日に103号法廷で開かれることが決まった。

説明会に

全国から約90人が参加

口頭弁論の後、原告団は法曹会館で記者・原告説明会を行い、全国から約90人（うち原告約30人、メディア7社）が参加した。開会に際し、保団連の住江憲勇会長からあいさつがあつ



橋本健一 歯科医師



武田浩一 医師



山田美香 歯科医師



藤田倫成 医師



杉山正隆 歯科医師



黒田康之 歯科医師



市川誠 歯科医師

た。弁護団から、本訴訟の概要と第四回口頭弁論における国の主張について説明をした後、質疑応答・意見を交換を行った。

記者から国への反論のポイントについて質問を受けた二関辰郎弁護士は、「国の準備書面は受領したばかりだが、反論する点は多数あり、本日の資料にも初期的な検討結果をまとめてある。たとえば、国は健康保険法7条1項と同様の文言で省令等に委任している他の法律を挙げてきたが、健

康保険法と異なり、資格確認という方法について別途規定がない法律を含めるなど事情が異なる場合も一緒にした主張をしている」と述べた。

竹田智雄医師（保団連副会長、岐阜協会会長）は、「国側の証拠に示されたオンライン資のメリットを訴える医療機関の声は数件だが、保団連のトラブル実態調査は1万件以上の会員医療機関から回答を得ている。マイナ保険証の利用率が5%を下回っていることも含め、

武村義人医師（保団連副会長、兵庫協会副理事長）は、「保団連が実施した調査結果の軽視は見逃し難い。また、改正マイナパンパス法成立時に作成された附帯決議は全く守られておらず、このままでは患者の受療権・自己情報コントロール権が侵害されかねない状況だ」と訴えた。

山田美香歯科医師（保団連理事、静岡協会副理事長）は、「国は『義務化の適用除外規定や経過措置、導入に対する財政支援を行っているため、医療機関に事業継続困難な影響を与え」とは想定しがたい」と主張しているが、除外規定や経過措置は限定的で、財政支援は修理費や維持費に適用されない点を反論していただきたい」と述べた。

喜田村洋一弁護士は、「今回の口頭弁論では、オンライン義務化による廃院等、地域医療への影響や問題点も訴えていきたい。各地の実情を集約するため、ぜひ情報提供をお願いしたい」と呼びかけた。

須田昭夫原告団長は、「本訴訟は、オンライン資の義務化撤回を求めるだけでなく、マイナ保険証への一本化に待ったをかけるという意義もあるように思う。現行の健康保険証存続を求める運動と連動しながら引き続き取り組んでいきたい」と意気込みを述べた。

※第五回口頭弁論 & 原告・記者説明会のご案内については同封の別紙案内を参照

その他、黒田康之歯科医師（岩手協会副会長）、武田浩一医師（保団連理事、千葉協会副会長）、橋本健一歯科医師（東京歯科協合理事）、藤田倫成医師（神奈川県協会理事）、市川誠歯科医師（保団連理事、長野協会副会長）、杉山正隆歯科医師（保団連理事、福岡歯科協会副会長）から、各保険医協会でもオンライン資を理由

下記二次元コードから「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」の関連資料（訴状、答弁書、被告準備書面、原告準備書面、原告団ニュース等）を閲覧できます。

訴訟の経過編



資料編

